

小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則の一部改正骨子（案）について

1 改正の背景

小田原市では、良好な景観の形成、風致の維持、また広告物による公衆に対する危害を防止するため、小田原市屋外広告物条例に基づき必要な規制を行っています。

規制区域の区分や区域ごとの広告物の表示方法等の基準については、小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則（以下「規則」という。）により定めています。

このたび、小田原漁港地区が市街化区域に編入されることに伴い、同地区の特色に応じた規制を行うため、規則の一部を改正するものです。

2 改正内容

市街化区域編入後の小田原漁港地区の用途地域は、準工業地域となり、規則では第3種地域に区分されます。また、小田原漁港地区は国道135号の沿道にあり、国道135号の路端から30mの範囲については第4種地域となります。（第3種地域、第4種地域ともに比較的規制が緩やかな区域です。）

小田原漁港地区は、相模湾への良好な景観を有する地区である一方で、漁港のにぎわいを演出し来訪者へアピールする広告物の掲出も可能とすべき地区であることから、第3種地域及び第4種地域の規制を基本としながら、掲出できる広告物の種類を自家用広告物と特定案内広告物に限定する規制を加えるものです。

（第6条関係）

第3種地域の基準に、「小田原漁港地区地区整備計画区域にあつては、自家用広告物等又は特定案内広告物等であること。」を追加します。

（第7条関係）

第4種地域の基準に、「小田原漁港地区地区整備計画区域にあつては、自家用広告物等又は特定案内広告物等であること。」を追加します。

3 施行年月日

公布の日（平成28年12月中旬予定）